

経 済 産 業 省

20221004貿局第3号
輸出注意事項2022第25号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年10月14日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和4年10月21日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後				現 行			
1～6 （略）				1～6 （略）			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条 約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条 約対象
(1)～(49) （略）	(略)	(略)	(略)	(1)～(49) （略）	(略)	(略)	(略)
<u>(50) デカブロモジフェニ ルエーテル</u>	<u>1163-19-5</u>	<u>工業用化学 物質</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(51) ペルフルオロオクタ ン酸、ペルフルオロオク タン酸塩及び ペルフル オロオクタン酸関連物質 (※)</u>	<u>335-67-1（ペルフルオロオ クタン酸）</u> <u>3825-26-1（ペルフルオロ オクタン酸のアンモニウ ム塩）</u> <u>335-95-5（ペルフルオロオ クタン酸のナトリウム塩）</u> <u>2395-00-8（ペルフルオロ オクタン酸のカリウム塩）</u>	<u>工業用化学 物質</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(※)「ペルフルオロオクタ ン酸関連物質」の解釈は次の とおり行う。</u> <u>（1）炭素原子（C）に結合 する直鎖状又は分岐状のペル フルオロヘプチル基（C7F 15）を構造要素の1つとし て有する関連物質（その塩及 びポリマーを含む。）</u>							

(2) 直鎖状又は分岐状のペ
ルフルオロオクチル基 (C 8
F 1 7) を構造要素の1つと
して有する関連物質 (その塩
及びポリマーを含む。)

(3) 以下の化合物は含まれない。

• C 8 F 1 7—X, (X= F, C l, B r)

$$\frac{\frac{\cdot \text{C8F17-C } (=0) \text{ O}}{\text{H, C8F17-C } (=0)}}{\frac{0-\text{X}' \text{ 又は, C8F17-C}}{\text{F2-X}'}}$$

(X' = 任意の基 (塩を含む。))

・ペルフルオロオクタンシル
 ホン酸及びその誘導体 (C₈
 F₁₇SO₂X (X= OH、
 金属塩 (O-M⁺)、ハロゲン
 化物、アミド、及びポリマー
 を含むその他の誘導体))

2～5 (略)
別紙第2 (略)

2～5 (略)
別紙第2 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33	(略)	(略)	33	(略)	(略)
35	(略)	(略)	35	(略)	(略)
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルー7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）及びジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジブロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルー7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）及びジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジブロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア

	ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ヘキサブロモシクロドデカン、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル) ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル) -N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2, 3-ジブロモブ		ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ヘキサブロモシクロドデカン、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル) ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル) -N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2, 3-ジブロモブ
--	---	--	---

		ロピル) =ホスファート、 <u>デカブロモジフェニルエーテル、ペ ルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフ ルオロオクタン酸関連物質 (※) 並びにこれらを含む混合物又は製剤</u>
	(略)	(略)
		<u>(※)「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとお り行う。</u>
		・炭素原子 (C) に結合する 直鎖状又は分岐状のペルフル オロヘプチル基 (C 7 F 1 5) を構造要素の 1 つとして有す る関連物質 (その塩及びポリ マーを含む。) ・直鎖状又は分岐状のペルフ ルオロオクチル基 (C 8 F 1 7) を構造要素の 1 つとして 有する関連物質 (その塩及び ポリマーを含む。) 以下の化合物は含まれない。 ・C 8 F 1 7—X, (X = F, C l, B r) ・C 8 F 1 7—C (=O) O H、C 8 F 1 7—C (=O) O—X' 又は、C 8 F 1 7—C F 2—X' (X' = 任意の基 (塩を含む。)) ・ペルフルオロオクタンスル ホン酸及びその誘導体 (C 8 F 1 7 S O 2 X (X = OH、 金属塩 (O-M⁺)、ハロゲン化 物、アミド、及びポリマーを 含むその他の誘導体))
	(略)	(略)
3 5 の 4	(略)	(略)
3 8	(略)	(略)
4 0	(略)	(略)
4 3	(略)	(略)
(6)	(略)	

		ロピル) =ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製 剤
	(略)	(略)
		(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
3 5 の 4	(略)	(略)
3 8	(略)	(略)
4 0	(略)	(略)
4 3	(略)	(略)
(6)	(略)	

経 済 産 業 省

20221004貿局第3号
輸出注意事項2022第26号
輸入注意事項2022第10号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年10月14日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和4年10月21日から施行する。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成２２年２月１６日付け輸出注意事項２２第４号・輸入注意事項２２第５号）

改 正 後		現 行	
別表第１～２５（略）		別表第１～２５（略）	
別紙１～１０（略）		別紙１～１０（略）	
別紙１１ 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第２の３５の３及び３５の４に掲げる規制物質		別紙１１ 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第２の３５の３及び３５の４に掲げる規制物質	
Ａ．３５の３（１）の規制物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲ）		Ａ．３５の３（１）の規制物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲ）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
010280	トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、 <u>トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て</u> ）	010280	トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、 <u>トリブチルスズ＝リノリアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て</u> ）
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>010400</u>	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>	(新設)	(新設)
<u>010410</u>	<u>ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質</u>	(新設)	(新設)
Ｂ・Ｃ（略）		Ｂ・Ｃ（略）	
Ｄ．３５の３（５）の規制物質（労働安全衛生法施行令規定の貨物）		Ｄ．３５の３（５）の規制物質（労働安全衛生法施行令規定の貨物）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
050030	石綿（クリソタイル）	050030	石綿（ <u>アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、クリソタイル</u> ）
(略)	(略)	(略)	(略)

E ～ H (略)	E ～ H (略)
別紙 1 2 (略)	別紙 1 2 (略)